

IV 施策体系ごとの主な取組

1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

尾張農起業支援センターでの就農相談実施状況

2012年（平成24年）4月に農業改良普及課内に「尾張農起業支援センター」を設置し、就農希望者に対して情報提供や助言を行い、計画的に就農できるように支援しています。

2020年度（令和2年度）の相談件数実績は、個人94人（延べ217回）企業21社（延べ26回）（2021.3月末現在）です。

就農希望者は、実家が農家でない新規参入希望者の割合が90%と高い状況です。このため、相談では農業の実態や必要となる知識・技術等の情報提供を行い、十分な研修を受けて就農する必要があることを説明しています。また、市町・JAと連携し農地の確保、就農計画の作成支援を行い、就農希望者が安心して就農できるように支援しています。

これらの取組の結果、2020年度（令和2年度）には23名が新規就農しました。また就農に向けた準備として8名が青年等就農計画を作成、3名が研修機関での研修を開始しています。今後も、新規就農者が農業に定着できるよう、技術・営農に関する支援を行います。



市の担当者を交えての就農相談

バラのLED補光で切り花採花本数増

長久手市のバラ切花経営体では、冬季の生育・品質向上を目的として、2019年度（令和元年度）にLEDを試験的に導入しました。農業改良普及課ではLED補光による効果の検証や照射時間について助言を行うなど、高品質・低コスト化技術の確立を支援してきました。

LED補光1年目となる2019年度（令和元年度）は、冬季16時間の補光を行い、増収・品質向上効果は見られたものの、コストの回収には至りませんでした。そこで2年目となる2020年度（令和2年度）は、年間を通じた利用とコスト低下を模索するため、春から秋の明け方（最大6時間）および曇雨天日の日中（15時間）の補光を行いました。その結果、品種「ミルバ」ではLED補光を行わない場合と比較して4～10月の収穫本数が1.5倍となり、減価償却費を含めたコストを回収し、収益を確保できる見込みとなりました。

今後は環境モニタリングによるデータを活用し、より効率的な照射方法へ改善することで、さらなる収益性向上を目指すよう支援していきます。



LED補光の様子

1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

食品表示・米トレサビリティ法普及啓発

適切な食品表示による食の信頼確保のために、2020年度(令和2年度)は直売所出荷者を対象にした「食品表示啓発研修会」を4回開催しました。質疑応答の際には、参加者から自身の販売商品に関する質問が多く、食品表示に対する理解を深める時間となりました。

「米トレサビリティ法」(略称：米トレサ法)についても、食品表示啓発研修会の中で、概要を説明したほか、米トレサ法単独でも研修会を開催しました。

また、研修会以外でも、食品販売店や製造事業者、流通事業者などへの巡回による監視・指導を実施し、食品表示の適正化に取り組んでいます。

〈研修会の開催状況〉

日付	対象	参加人数	場所	内容
2020年7月21日	直売所	55	瀬戸市	食品表示法、米トレサ法
2020年10月1日	直売所	35	長久手市	食品表示法、米トレサ法
2020年10月8日	直売所	30	小牧市	米トレサ法
2020年10月20日	直売所	32	長久手市	食品表示法、米トレサ法
2020年10月29日	直売所	24	長久手市	食品表示法、米トレサ法



食品表示研修会（直売所）



米トレサ法研修会

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が2017年(平成29)年9月1日に施行され、輸入品を除くすべての加工食品について、「原料原産地表示」が義務化されました。経過措置期間である2022年(令和4年)3月31日までに、国内で製造または加工した食品の表示は、食品表示基準に基づいて「原料原産地表示」をしなければなりません。

今後も、「原料原産地表示」を含む加工食品の食品表示について、より一層の理解促進を図っていきます。

2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

「食育推進ボランティア研修交流会」を開催

管内では180名の「愛知県食育推進ボランティア」が登録されています。

地域のボランティアや関係機関・団体の食育活動を促進するために、2020年(令和2年)10月12日に「尾張地域食育推進ボランティア研修交流会」を開催しました。

今回は、講師にあいち尾東農業協同組合・総合企画部次長の松岡史典氏を招き、プチヴェール(ケール×芽キャベツ)等の新野菜をテーマに開催しました。

新野菜に含まれる栄養成分や新野菜の調理方法等を紹介していただき、新野菜の魅力に触れる貴重な時間となりました。

また、講演後の意見交流会では、「若い人に参加してほしい」「他の団体と活動を連携していきたい」等、様々な意見や今後の課題を共有し、交流会後のアンケートには「今後の食育活動の参考にしたい」「今までの活動では見えなかった事を知る事ができた」などの意見が寄せられました。

今後も、地域の食育活動の重要な担い手である食育推進ボランティアを育成するとともに、市町やJAとの連携を強化し、食育活動の支援を推進していきます。



食育推進ボランティア研修会の様子

3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

ため池の耐震化等による防災機能の向上

犬山市から豊明市にかけての尾張東部丘陵地帯では、古くからため池を水源とした農業が営まれていました。昭和36年、尾張丘陵部から知多半島にかけて水を供給する愛知用水の完成により、この地域の水不足が解消され本地域の農業は飛躍的に発展しました。

現在でも、ため池は農業用の重要な水源となっているため、保全管理体制の強化や機能を維持するための耐震対策・豪雨対策を実施していかなければなりません。

農業用ため池については、その耐震性が懸念されるため池も存在しており、県では、人的被害を与える恐れのあるため池を「※防災重点農業用ため池」と位置づけ、優先的に確認調査を行い、耐震性が不足すると判断されたため池については、耐震対策を実施して

います。平成28年度から令和2年度までに計画どおり、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、長久手市、犬山市の7池の耐震化等を終了しました。

※防災重点農業用ため池



耐震対策を実施した長久手新池（長久手市）

ため池からの距離	浸水区域内
100m未満	家屋、公共施設有
100～500m未満	家屋、公共施設有 かつ貯水量1,000㎡以上
500m以上	家屋、公共施設有 かつ貯水量5,000㎡以上

その他、都道府県及び市町村が必要と認めるもの

治山事業による自然災害対策

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するため、治山事業により溪間・山腹工事などを実施しています。

瀬戸市始め3市において、荒廃した溪流からの土砂災害を防止するための谷止工や、山腹崩壊を防止するための土留工・ロープ伏工などを施工しました。

今後も引き続き、山地災害に対する防災機能の向上を図っていきます。



土留工（瀬戸市）



ロープ伏工（春日井市）

3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

森林の整備(間伐の実施)

「治山事業」や「あいち森と緑づくり事業」を活用して、森林整備を行いました。犬山市・小牧市・瀬戸市で、手入れ不足となった人工林（スギ・ヒノキ）の間伐を行い、林内に光を入れ、下層植生の生育を助長することによって、土壌の流出防止や水源の涵養を図り、自然災害に強い森林の育成を行いました。

今後も地域の森林を整備し、災害に強く潤いのある生活環境づくりを目指します。



森林整備（小牧市）



森林整備（瀬戸市）

地域の共同活動を支援

近年、農村の高齢化・混住化により、農地や農業用水路などの管理が困難になってきています。このため、「自然環境の保全」を始めとした、農業・農村が持つ様々な多面的機能を適正に発揮させる地域の共同活動を、「農業農村多面的機能支払事業」で支援しています。管内では、11市1町で44組織が活動に取り組んでいます。2020年(令和2年)10月24日に安城市で行われた「農地・水・環境のつどい」の優良活動表彰では、他の模範となる優れた活動が評価された「西牧・新田の農村環境を守る会」(清須市)が愛知県土地改良事業団体連合会長賞を受賞しました。



水路の泥上げ（西牧・新田の農村環境を守る会）



ごみゼロ運動（西牧・新田の農村環境を守る会）